

栄東まちづくり協議会 6 月会議（書面決議）

メール配信日 2021 年 5 月 28 日（金）

メール受信者 田端、野田、宇野、近藤、小澤、加藤、辻本、村松、大畑、齋藤、大谷、
（協議会委員） 横井、石塚

● 定足数及び書面決議結果（議事録署名人）の確認

13 人中 12 人の回答により規約第 10 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）で有効に成立、書面決議の結果確認（議事録署名人）は宇野委員と齋藤委員とする。

議題 1：歩道イルミネーション装飾進捗

賛成 12 票 / 反対 0 票

以上の結果から、イルミネーション装飾について 6 月会議資料の通り進める。

議題 2 多文化共生相談事業

賛成 12 票 / 反対 0 票

以上の結果から、中区に在住・在勤・在学の方からの相談を増やす取組みを検討する。

■ 議題や報告に関するご意見とご質問、事務局からの説明（回答）

● 議題 1 歩道イルミネーション装飾進捗について

- コロナ禍で対面会議ができない中での、デザインに関する提案というのは難しいものですね。当初からの、会則改訂の時から意見のキャッチボールができる関係をうたわれていたように思うのですが、今後のプロポーサル、プレゼンテーションの場で、そのような場ができることを楽しみにさせていただきます。進めて頂きますようお願いいたします。

● 議題 2 多文化共生相談事業について

- コロナ禍において、外国人は大変困っていると思います。報告にあるような少なくない多くの問題があるものと想像いたします。先日も、ミャンマーの女性

が名古屋の出入国管理事務所でなくなりました。国は国連には難民などの引き受けを、契約をしながら、後送り後送りにして、困っている人が多くいるようですね。栄東に限るべきという発言もあるようですが、このような人道的な問題を、地区外だからと拒絶するのではなく、出来得る限る広げて頂きたいと思います。数日前のテレビでしたが、神奈川県のアシカ町、富山県の射水市に外国人が地元の日本人とも仲良く楽しく生活している様子が報道されていました。簡単にできる事ではないと思いますが、前向きにとらえて頂きたいと思います。

- 相談事業について、現在は中区に在住・在勤していない方の利用が大半とのことですが、栄東のこの事業以外の受け皿は市内で他にもあるのでしょうか。他にあまりない場合は、栄東が他地区の外国人も対象にした事業に 取り組む必然性を今一度整理する必要があると感じました。そういった点からも、中区の外国人の利用者を増やしていくことは事業を進める上で必要だと考えます。

<上記意見に対する事務局の回答>

相談事業は公的機関やNPO等が実施しており、名古屋市であれば、NIC（国際交流センター）が外国人行政相談・外国人法律相談・外国人こころの相談・海外児童生教育相談・難民定住者等認定相談を多言語で実施しています。上記の相談と栄東が実施している多言語対応相談の違いとして大きいのは、栄東の相談事業は同行支援（アドボケート）ができています。傾聴や情報提供、他機関への取次ぎは相談支援のベースとなる部分ですが、問題解決に必要な同行支援をできる相談は、公的機関より民間団体が担う傾向があるように感じます。

ご存知の通り、名古屋市では第2次名古屋市多文化共生プランが策定（2017年～2021年）されています。中区は外国人住民数の割合が市内16区で一番高い（全国の行政区でも全国3番目）にあることから、策定プランを踏まえて中区役所における多文化共生の取組みをまとめた中区多文化共生に係る推進指針2020があります。その指針の中で、中区における多文化共生推進拠点づくりが検討されており、その拠点では学習コーナー、情報発信コーナーに並び、困りごと相談の設置が検討されています（あくまで検討段階で拠点の設置については未定です）。栄東の実施する相談事業が中区（名古屋市）の目指す多文化共生社会の実現に役立つ事業となるよう、現状の課題（区内からの相談利用者を増やす）を解決する取り組みを進めたいと思います。また、ご意見頂いています通り、事業に取り組む必然性を今一度整理する必要があること、事務局でも強く認識しています。

● 報告 短時間勤務職員の募集について

- 短時間勤務職員の募集の件、「夏休み」や「年次休暇」のイメージが固定給の場合などのイメージでいたのですが、時間給でも、「夏休み」や「年次休暇」でも、有給なのですか？

<上記意見に対する事務局の回答>

就業規則において、短時間勤務職員の有給での休暇（第 26 条）、夏季休暇にあたる臨時休暇（第 27 条）が認められています。なお、有給休暇とは労働基準法第 39 条で定められている労働者の権利です。法律で定められている有給休暇は、雇い入れ日から 6 カ月以上継続して勤務した労働者（及び全労働日の 8 割以上の出勤があるもの）に、必ず取得させなければなりません。短時間労働者であっても、フルタイム勤務の正社員と同様に、有給休暇を与える義務があります。

- 以前口頭でも申し上げましたが、指示系統は明確にしてくださいませ。2 人ですと、このようなことは考えなくても明確ですが、3 人以上になると、誰が誰に指示するのか、誰が誰の指示の元業務にあたるのか……。報告・連絡・相談の系統を明確にしないと、時間の経過とともに、小さな混乱を招く懸念材料になると思います。

（上記意見に対する事務局の回答）

事務局内部の指示系統に対して、ご心配をお掛けし、大変申し訳ありません。事務局長として、頂いたご意見を踏まえ、円滑な事務局運営に努めます。事務局の体制について、今後の会議で改めてご報告させていただきます。